

「債権法改正法案と要件事実・講演会」を開催しました。

平成 28 年 11 月 19 日（土）創価大学において、法科大学院要件事実教育研究所主催による「債権法改正法案と要件事実・講演会」が開催されました。

本研究会では、山野目章夫教授、高須順一弁護士を講師としてお迎えし、債権法改正法案について要件事実論的視点から講演が行われました。また、コメンテーターとして、鹿野菜穂子教授、藤井俊二教授からコメントがなされ、それらを踏まえて質疑応答も行われました。

開会の挨拶 加賀譲治 創価大学法科大学院研究科長

本日の進行予定説明 伊藤滋夫 法科大学院要件事実教育研究所顧問

講演 1 山野目章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授

「売買・贈与・消費貸借・使用貸借・賃貸借・雇用・請負・寄託・保証
（構想される新しい契約規範と訴訟における攻撃防御）」

コメント 1 鹿野菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

（* 予定では、コメント 1 も、コメント 2 と同様に、講演 1, 2 の双方に対応するものとして、講演 2 の後で行われる予定であったが、都合により、時間的順序のみを変更して、講演 1 の後に行われた）

講演 2 高須順一 弁護士・法政大学大学院法務研究科教授

「債権法改正と訴訟実務」

コメント 2 藤井俊二 創価大学法科大学院教授

質疑応答

閉会の挨拶 島田新一郎 法科大学院要件事実教育研究所長

総合司会 伊藤 滋夫

なお、この講演会の内容は、2017 年 3 月日本評論社より公刊されます。